

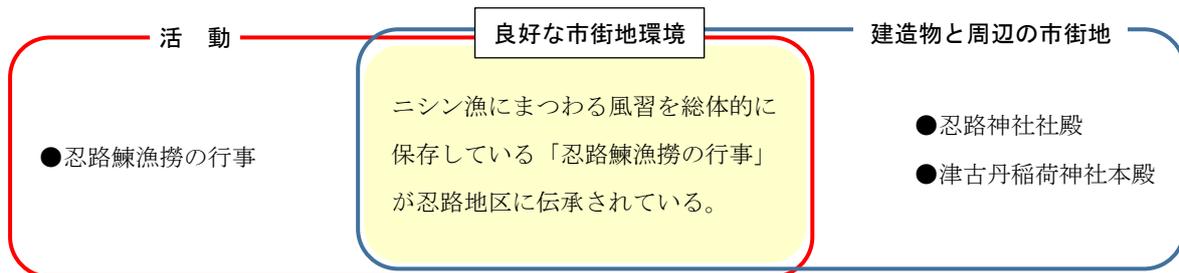
歴史的風致、重点区域及び事業の検討について

1 歴史的風致の検討

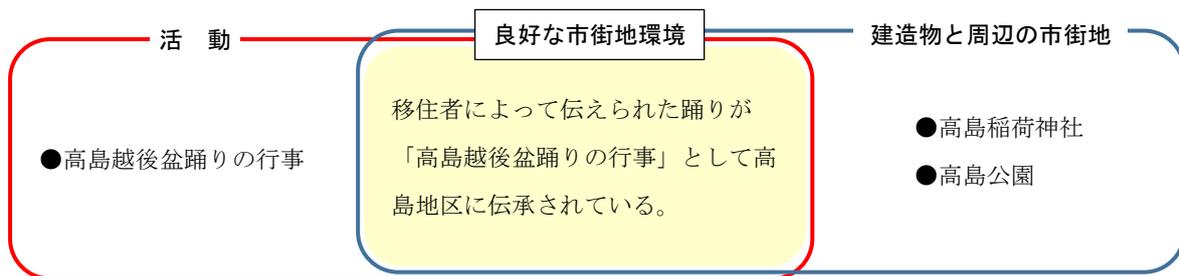
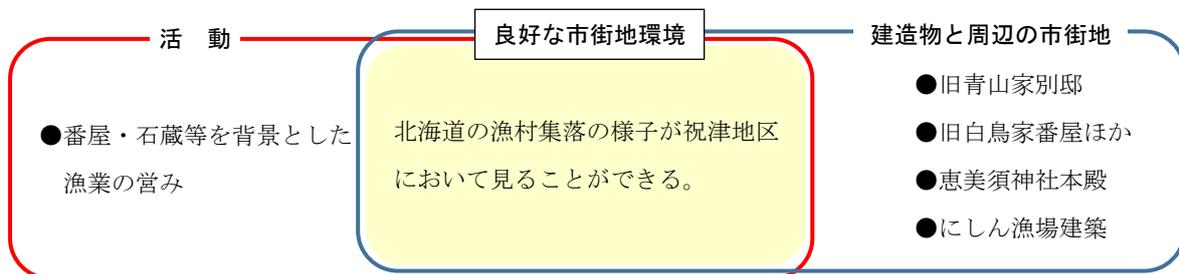
小樽市歴史文化基本構想（H31. 3）、各種文献及び資料を参考にして歴史的風致を抽出する。また、下記の活動 と、建造物及びその周辺の市街地 とが一体となって形成される良好な市街地環境 を、本市の歴史的風致として検討を進める。

（1）漁業と水産加工業の営みにみる歴史的風致

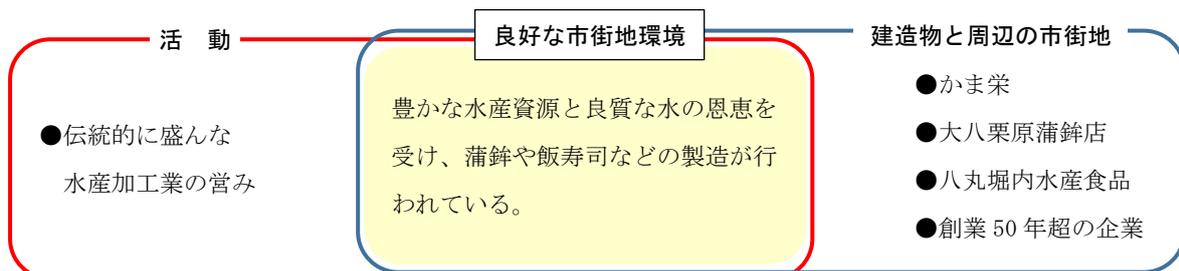
①旧オショロ場所の漁業の営み



②旧タカシマ場所の漁業の営み

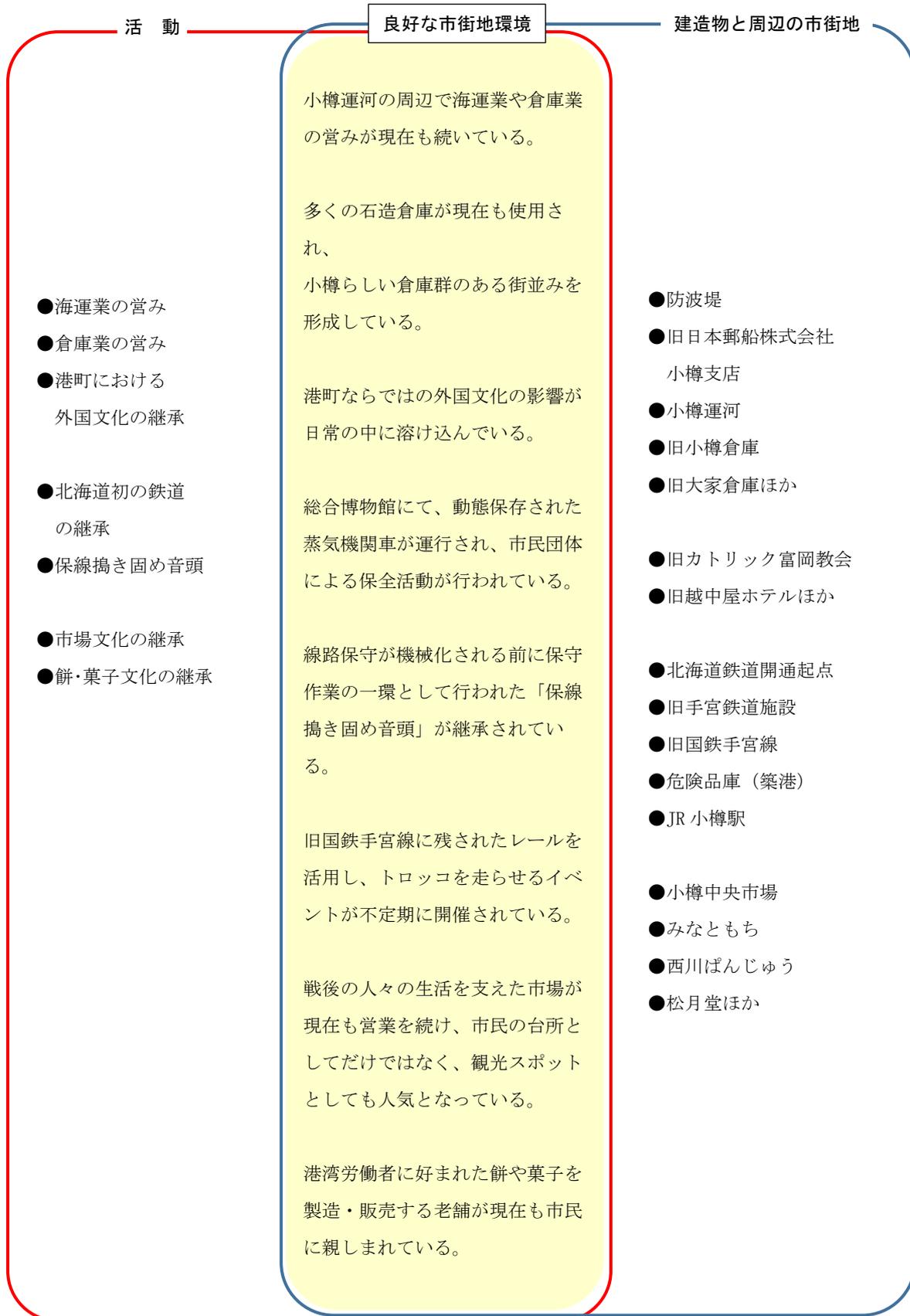


③水産加工業の営み

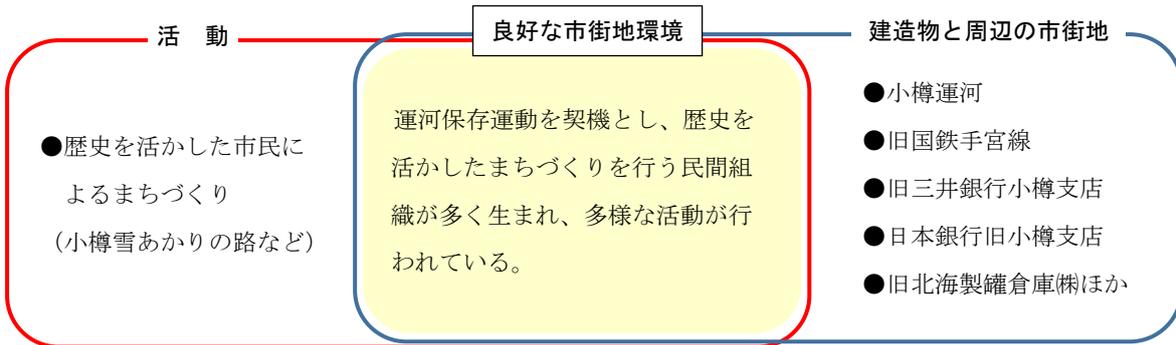


(2) 都市の発展過程にみる歴史的風致

① 港湾と鉄道を基盤としたまちづくり

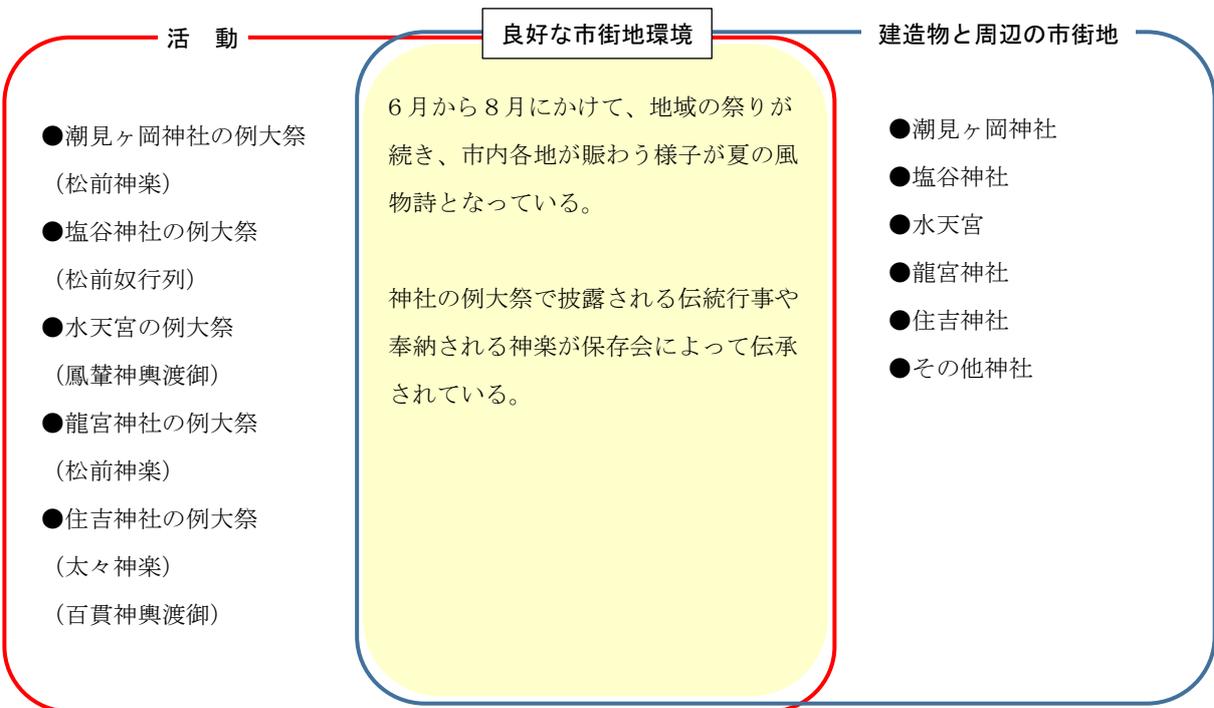


②小樽運河保存運動を契機としたまちづくり

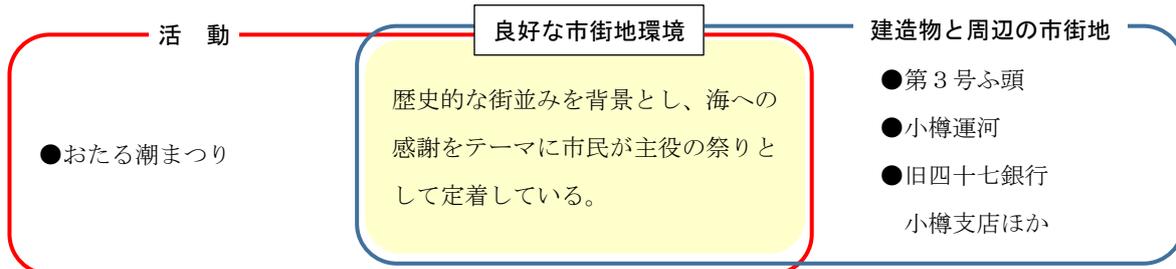


(3) 地域の祭りにみる歴史的風致

①神社の例大祭

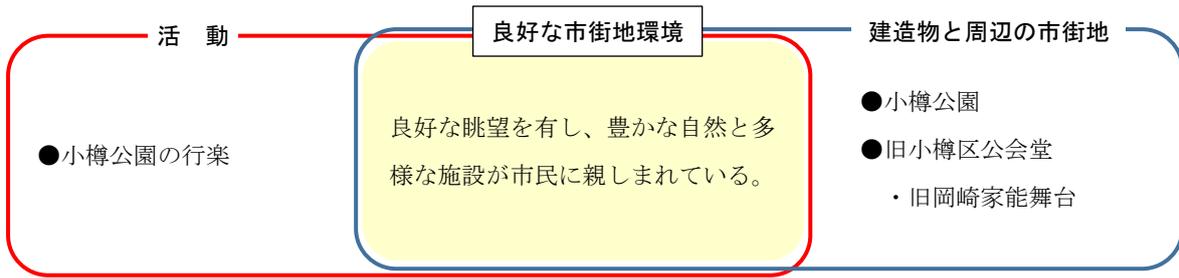


②歴史的な街並みを背景とした港町の祭り

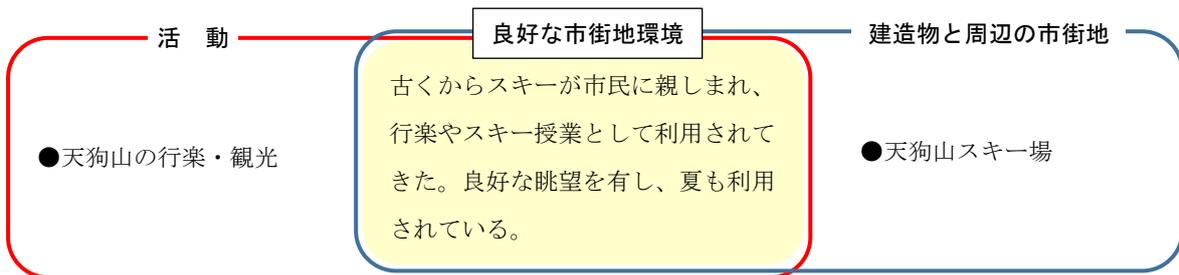


(4) 行楽・観光にみる歴史的風致

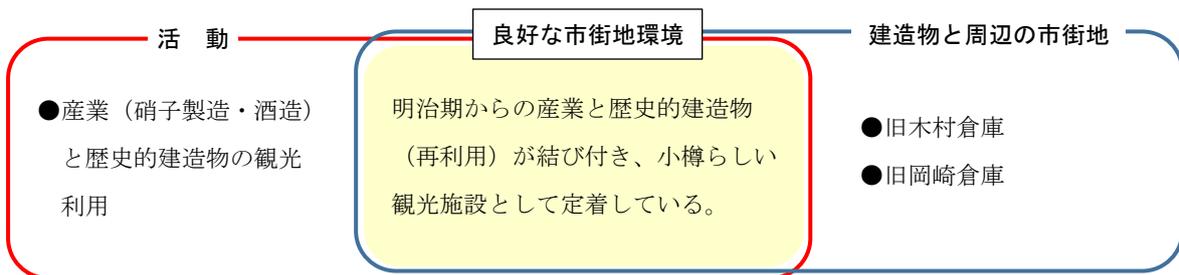
①小樽公園の行楽



②天狗山の行楽・観光



③産業と歴史的建造物の結び付きによる観光



(備考)

今後、(1) から (4) の歴史的風致を構成する各要素について精査を進めるとともに、寺院、総合公園（手宮公園、長橋なえぼ公園）、戦後に建築された歴史的建造物（文学館・美術館など）、おたる水族館、長く続けられている市民活動などについても、歴史を掘り下げ、歴史的風致の構成要素になり得るのか、難しければコラムとして掲載するといったことを検討する。

2 重点区域の検討

歴史的風致の範囲内において、核となる国指定文化財と、それと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を「重点区域」として設定する。なお、「重点区域」には、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進すること（事業の実施）が求められる。

本市には、重要文化財の「旧日本郵船株式会社小樽支店」、「旧手宮鉄道施設」及び「旧三井銀行小樽支店」、国指定史跡の「手宮洞窟」及び「忍路環状列石」があるものの、史跡に関しては、現在に受け継がれている活動がないことから、「重点区域」については、重要文化財が位置する手宮地区と色内地区を中心に、歴史的風致の広がりや実施事業を踏まえ、区域の検討を進める。

参考として、「重点区域」として検討するおおむねの範囲を資料 6-(2)の図に示す。

3 歴史的風致形成建造物の指定候補の検討

市は、重点区域内において、重要文化財等とともに地域の歴史的風致を形成し、歴史的風致の維持及び向上のために、その保全を図る必要が認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」に指定することができる。なお、計画策定時は指定候補として位置付け、計画認定後に指定することとなるが、当該指定は、計画期間中に限られる。

「歴史的風致形成建造物」の指定候補の選定に当たり、歴まち計画に指定の方針を定めることとなるが、市としては、他都市の認定計画を参考に、下記の指定基準や指定対象を想定しており、これらを満たす建造物を抽出し、保全の必要性、今後の適切な維持管理の見込み、所有者等の意向を確認しながら、「歴史的風致形成建造物」の指定候補の検討を進める。

(1) 指定基準 (案)

- 次のいずれかに該当する建造物の内、おおむね築 50 年程度を経過したもの
 - ① 地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
 - ② 歴史的な街並みの構成要素として重要な建造物
 - ③ 形態、意匠、技術性が優れている建造物

(2) 指定対象 (案)

- 次のいずれかに該当する建造物
 - ① 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
 - ② 北海道文化財保護条例に基づく指定文化財
 - ③ 小樽市文化財保護条例に基づく市指定文化財
 - ④ 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づく指定歴史的建造物
 - ⑤ 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づく登録歴史的建造物
 - ⑥ その他、歴史的風致の維持向上に寄与するものとして、特に必要と市長が認めるもの

※ 「歴史的風致形成建造物」に指定されることにより、国の支援を受けることが可能となるが、一方で、当該建造物の所有者等には、建造物の管理義務と改修工事に係る届出義務が課せられることから、指定に当たっては、あらかじめ所有者の同意を得る必要がある。

4 事業の検討

これまで実施してきた歴史まちづくりに関する事業に加え、歴史的風致を維持向上するために必要となる事業を検討する。

参考として、歴まち計画の認定都市で実施されている事業の例を下記に示す。

事業の目的タイプ

A	<p>拠点施設整備</p> 	<p>■地域の歴史的風致の核となるような歴史的資源の保全・活用に係る環境整備や展示・交流施設の整備のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重要な建造物等の修理・修景や復原 ○上記のための調査や土地の買取り ○歴史的建造物の活用のための環境整備 ○歴史文化を紹介する展示・交流施設等の整備
B	<p>街並み整備</p> 	<p>■文化財の周辺等で良好な市街地景観を形成していくための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的建造物の修理・修景のための助成制度 ○景観阻害要素の除去 ○道路美装化 ○無電柱化
C	<p>回遊性向上</p> 	<p>■歴史的資源を安全・快適に巡るとともに、回遊性を向上させるための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アクセス路や歩行空間の整備 ○サイン・案内板の整備 ○駐車場整備
D	<p>歴史的活動継承</p> 	<p>■地域の歴史的風致を形成している伝統行事や伝統産業を保全・継承していくための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材（後継者）の育成 ○祭礼等に使用する道具の修理等
E	<p>意識啓発</p> 	<p>■歴史まちづくりに対する地域住民の理解の醸成や歴史まちづくりに取り組む市民団体等を支援するための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統文化の周知・意識啓発 ○歴史まちづくり教育 ○市民団体等への活動支援
F	<p>その他</p>	<p>■歴史的風致の維持向上に関連する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観計画の策定 ○文化財保存活用地域計画の策定 ○歴史的建造物の実態調査 ○歴史文化資源のデジタルアーカイブ化 ○歴史的建造物に対する建築基準法の適用除外に係る検討

※画像の出典：国土交通省の歴史まちづくり法HP